

日本の AI 推進法：イノベーションと規制の狭間で世界が注目する「ソフトロー」戦略の全貌と課題

Gemini Deep Research

I. エグゼクティブサマリー

2025 年 5 月に成立した日本の「AI 推進法」（正式名称：人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案）は、急速に進化する AI 技術への対応と、日本の国際競争力強化を目指す国家戦略の重要な一步を示すものです。本法は、イノベーション促進を最優先課題と位置づけ、罰則規定を伴わない「ソフトロー」として設計されている点が最大の特徴です。このアプローチは、技術革新のスピードが速い AI 分野において柔軟な対応を可能にする一方で、その実効性については国内外から様々な評価と懸念が寄せられています。

国内では、産業界からはイノベーションを阻害しない柔軟な枠組みとして概ね歓迎されていますが、市民社会や法専門家からは、人権侵害や偽情報拡散といった AI のリスクに対する実効性や、具体的な救済措置の欠如を懸念する声が上がっています。

国際的には、EU が包括的かつ厳格な「AI 法」を施行する中、米国は市場主導型のアプローチをとり、中国は国家統制を強化するなど、AI ガバナンスのあり方は多様化しています。日本のソフトロー戦略は、これらの主要国・地域とは異なる「第三の道」を模索するものとして注目されています。特に、G7 議長国として日本が主導した「広島 AI プロセス」との整合性や、国際的なルール形成への貢献が期待される一方、その影響力は未知数です。

本報告書は、日本の AI 推進法の概要、国内外の評価、そして日本が直面する主要な課題（ソフトローの実効性確保、国際競争力のある AI エコシステムの構築、国際的なルール形成への能動的関与など）について、最新の情報を基に詳細な分析を行います。本法は日本の AI 戦略の「土台」であり、その真価は今後の具体的な政策展開と、変化する国内外の状況への適応能力にかかっています。

II. イントロダクション：グローバル AI ランドスケープにおける日本の AI 推進法

人工知能（AI）技術は、経済成長、社会課題の解決、安全保障に至るまで、あらゆる領域で変革をもたらす潜在力を秘めており、世界各国がその開発と応用にしのぎを削っています。このような中、AI ガバナンスのあり方についても国際的な議論が活発化して

おり、各国の規制アプローチには顕著な違いが見られます。欧州連合（EU）は、個人の権利保護を重視した包括的かつリスクベースの「EU AI 法」を制定し、違反には高額な制裁金を科すなど厳格な姿勢を示しています。一方、米国は、イノベーションを優先し、既存の法制度の適用やセクター別のアプローチ、自主的な基準設定を重視する市場主導型の戦略をとってきました。中国は、国家戦略として AI 開発を強力に推進しつつも、社会統制の観点から独自の規制を導入しています。

このようなグローバルな AI 開発競争と規制動向の中で、日本は AI 分野における国際競争力の強化を喫緊の課題として捉えています。しかしながら、日本の AI への投資額や社会実装の度合いは、一部の先進国と比較して遅れをとっているとの指摘があり¹、AI の安全性に対する国民の懸念も根強い状況です¹。こうした背景のもと、2025 年 5 月 28 日に成立した「AI 推進法」は、日本の AI 戦略における新たな羅針盤となることが期待されています。

本報告書は、この日本の AI 推進法について、その概要、国内外からの評価、そして日本が今後取り組むべき課題を、提供された情報源に基づき徹底的に分析することを目的とします。特に、EU の AI 法成立や米国の AI 政策が変化する中で制定された日本の AI 推進法は、単に他国の動きに追随するのではなく、独自の「第三の道」を模索しようとする日本の戦略的意図を反映している可能性があります。この「ソフトロー」を基軸とするアプローチが、イノベーション促進とリスク管理のバランスをどのように実現しようとしているのか、そしてそれが国際的な AI ガバナンスの中でどのような意味を持つのかを明らかにします。このアプローチが成功すれば、他国にとって新たなモデルを提供する可能性も秘めています²が、リスク対応が不十分であれば、国民の信頼を損ない、国際的な評価にも影響を与えかねない、まさに岐路に立つ試みと言えるでしょう。

III. 日本の AI 推進法（2025 年）の概要

A. 立法背景、正式名称、制定経緯

2025 年 5 月 28 日に成立した日本の AI に関する新たな法律は、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（以下、「AI 推進法」と呼称）として知られています³。この法律案は、2025 年 2 月 28 日に閣議決定され国会に提出され⁴、同年 4 月 24 日には衆議院を通過しました¹。構想から立法まで半年という異例のスピードでの成立は²、AI 技術の急速な進化と社会実装の進展、それに伴う機会とリスクへの対応、そして日本の AI 分野における国際競争力への強い危機感を背景としています¹。本法は、政府が以前から進めてきた「AI 事業者ガイドライン」などの取り組みを基礎としています⁶。

B. 中核的目標と基本理念

AI 推進法の主な目的は、AI 関連技術の研究開発及びその活用を通じて、国民生活の質の向上と国民経済の発展を目指すことです⁵。

その達成のため、法律の第3条（6による）では以下の基本理念が掲げられています。

- 人間の尊厳と個人の権利利益の尊重・侵害防止⁹
- 透明性・公平性・安全性の確保⁹
- イノベーションの促進⁹
- 国際協調の推進⁶

本法は、具体的な規制を詳細に定めるものではなく、今後のAI関連施策の枠組みを包括的に定義する「基本法」としての性格を有しています¹。その目指すところは、「国家的な動員と技術的進歩のための青写真」であると評されています¹⁰。

C. 主要な規定

AI 推進法の最も顕著な特徴は、その「ソフトロー」的アプローチです。これは、事業者に対して直接的な罰則や厳格な法的拘束力を課すものではなく²、事業者の「努力義務」⁹や政府による指導・情報提供⁵に重きを置いています。このアプローチは、技術革新のスピードが速いAI分野において、柔軟な対応を可能にし、イノベーションを阻害しないことを意図しています⁹。

政府体制：AI 戦略本部の設置

内閣に「AI 戦略本部」を設置し、AIに関する国家戦略の中核を担います²。本部長は内閣総理大臣が務め、全閣僚が構成員となることで²、政府一体となったAI戦略の推進を目指します⁹。AI戦略本部は、「AI基本計画」の策定や関係省庁間の調整、政府・学术界・産業界の連携促進を任務とします²。

このAI戦略本部の設置は、日本の政策決定においてしばしば見られる省庁間の縦割りの弊害を克服し、AIという横断的な技術領域に対して、トップダウンで包括的かつ協調的な政策実行を目指すという、政府の強い意志の表れと解釈できます。AIが経済、医療、教育、安全保障など多岐にわたる分野に影響を与えることを踏まえ、総理大臣直轄の強力な司令塔を置くことで、迅速な意思決定とリソース配分を可能にし、日本のAI分野での遅れを取り戻すという喫緊の課題に対応しようとする構造的な試みです。この中央集権的な組織が、実際に各省庁を横断してAI基本計画を強力に推進し、実効性のある国家AI戦略を遂行できるかどうか、今後の日本のAI政策の成否を左右する鍵となるでしょう。

関係者の責務（第4条～第10条、6による）

国、地方公共団体、研究機関、事業者（開発者、提供者、利用者）、そして国民それぞれの責務を明記し、国の政策との協調を求めています¹。

推進施策（第11条～第17条、6による）

以下の多岐にわたる施策の推進が規定されています。

- 研究開発支援（基礎研究から応用研究まで）⁵
- 基盤整備（データセンター等）⁵
- 国際規範に即したガイドライン策定⁵
- 高度 AI 人材の育成と AI リテラシー教育の推進⁵
- AI の不正利用や権利侵害事案の分析と指導・助言³
- 国際協力の推進⁶

AI の定義（第 2 条、6 による）

「人工知能関連技術」として、人間の認知・推論・判断といった知的機能を代替する技術、および情報処理システムによって入力を処理し出力を生成する技術全般を対象とし、ディープラーニング、自然言語処理、画像認識、生成 AI などの主要技術を包含する広範な定義となっています⁶。

この広範な AI の定義は、将来の技術的進展にも対応できる柔軟性を持つ一方で、EU AI 法のような明確なリスク分類がないため、曖昧さを生む可能性も指摘できます。あらゆる AI 技術がソフトローによるガイダンスや「名指し批判」の対象となりうることは、リスクレベルに応じたきめ細やかな対応を難しくするかもしれません。結果として、低リスク AI の開発者には過度な警戒感を与え、高リスクな応用については具体的な事案が発生するまで規制が及びにくいという状況を生み出すことも考えられます。このため、AI 戦略本部が策定するガイドラインにおいて、この広範な定義の下で、いかに明確かつ実践的で、リスクに応じた指針を示せるかが、ソフトロー・アプローチの成否を分ける重要な要素となるでしょう。

施行・コンプライアンス

具体的な罰則規定はなく、行政指導や情報提供、そして国民の権利利益を著しく侵害した場合には事業者名を公表するという「ネーミング・アンド・シェーミング（名指しと恥辱）」の手法により、企業の自主的な法令遵守を促す方針です²。

IV. AI 推進法に対する国内の視点

A. 産業界・ビジネス界の反応

日本の AI 推進法の成立は、産業界、特にビジネスセクターから概ね好意的に受け止められています。イノベーション促進を重視し、厳格な罰則付き規制を導入しなかった点が評価されています²。

ビジネスソフトウェアアライアンス（BSA）は、日本の AI 推進法成立を歓迎する声明を発表しました。その中で、同法が AI の利用最適化に焦点を当てている点を称賛し、日本企業および政府の成長と効率性を加速させるものとの期待を示しています。BSA はまた、日本が既にリスク管理フレームワークを活用した信頼醸成のためのガイドラインを有しており、BSA の 2024 年 AI 政策準備度指数で高い評価を得ていたことにも言及しています⁹。BSA の声明は、「AI 時代に成功する国とは、新たな AI 技術を開発するための適切なインセンティブを創出するだけでなく、他の産業が AI を活用できるよ

うにするための戦略を策定する国である」と強調しており、日本のアプローチがこの点に合致しているとの見方を示しています¹⁷。

日本経済団体連合会（経団連）も、産業界の自主的な取り組みを促す内容であるとして、この法律を歓迎するコメントを出しています²。スタートアップ企業からも、過度な規制負担がなく、イノベーションの余地が確保されたとの安堵の声が聞かれます²。産業界は、今後の政府による研究開発支援、インフラ整備、人材育成といった具体的な施策に期待を寄せています⁵。

B. 学術界・研究機関の見解

学術界や研究機関からは、AI 推進法における研究開発支援の規定⁶は基本的に歓迎されるでしょう。特に、基礎研究から応用研究までを包括的に支援する方針は、日本の AI 研究能力の向上に寄与すると期待されます。

一方で、研究現場からは、AI 開発における倫理的側面やデータガバナンスの重要性が指摘されています。例えば、AI の学習データセット構築においては、プライバシー保護やデータの多様性確保が不可欠であるとの認識が示されています¹⁹。また、学術界における AI 技術の導入や活用については、一部で慎重な意見も見られつつも、責任ある AI 活用のリーダーシップを発揮すべきだとの議論も存在します²⁰。

AI 技術の急速な進化に対応するためには、専門家や研究現場の声を政策に迅速に反映させることの重要性も強調されています²¹。AI 戦略本部が、こうした学術界の知見を継続的に取り込み、実効性のある施策へとつなげていくことが求められます。

C. 市民社会、法専門家、国民の懸念

AI 推進法の「ソフトロー」的アプローチに対しては、市民社会や法専門家から実効性を疑問視する声が強くなっています。罰則規定を伴わない基本法が、人権侵害、差別、偽情報といった AI の具体的なリスクにどこまで対処できるのか、という点が最大の懸念事項です²。一部の専門家は、ソフトローだけでは不十分であり、実効性のある執行メカニズムが必要だと主張しています²³。

特に、人間の尊厳の保護、プライバシー侵害の防止、AI による差別の排除といった基本的な権利の擁護が重要視されています²⁴。現行法では、権利が侵害された場合の具体的な救済措置が不明確であるとの批判もあります²。AI システムの透明性と説明責任の確保も重要な課題であり²⁵、「ネーミング・アンド・シェーミング」という手法²がソフトな執行手段として期待されるものの、その効果については意見が分かれています。

ディープフェイクによる偽情報の拡散、アルゴリズムが内包するバイアス、AI 開発に

おける著作権侵害といった個別のリスクへの対応も喫緊の課題として認識されています²。政府は、AI 事業者ガイドライン策定などを通じて、産業界、学界、市民社会といった多様なステークホルダーの意見を反映させる姿勢を示していますが⁷、AI 技術の進化の速さを考えると、これらの意見をタイムリーに政策に取り込めるか懸念する専門家もいます²¹。

さらに、AI のリスクも含めた正確な知識を国民に伝え、情報リテラシーを向上させるための教育の推進が不可欠であるとの認識も共有されています³。

このように、産業界がイノベーション重視の「ソフトロー」を歓迎する一方で、市民社会や法専門家からは、その実効性や権利保護の観点から強い懸念が表明されており、国内でも評価が分かれている状況が浮き彫りになっています。この国内における評価の二分性は、AI という変革的技術の導入において、経済的利益の追求と社会的公正・安全の確保という二つの要請をいかに両立させるかという根源的な問いを日本社会に突きつけています。政府が導入した「ネーミング・アンド・シェーミング」という手法は、法的な強制力に頼らずに企業の行動変容を促そうとする試みですが、これが実際に AI による権利侵害や社会不安を抑制する有効な手段となり得るのか、それとも単なる「見せしめ」に終わり、実質的な抑止力を持たないのかは、今後の具体的な運用事例を通じて検証されることになります。この手法の実効性の有無は、将来的に日本がより強固な規制へと舵を切るかどうかの試金石となるでしょう。

また、AI リテラシー教育の重要性が、法律の条文⁶から市民社会の提言⁷に至るまで、国内の様々な立場から一貫して指摘されている点は注目に値します。これは、AI ガバナンスが単なるトップダウンの規制問題ではなく、社会全体が AI を理解し、批判的に評価し、賢明に活用する能力を育むという、ボトムアップの取り組みも不可欠であるという共通認識の表れと言えます。ただし、効果的かつ広範な AI リテラシー教育をどのように設計し、提供していくかという点については、カリキュラム開発、教材整備、指導者育成など、多くの実践的な課題が存在します。

D. メディア論調と公開討論（制定後焦点）

AI 推進法の成立後、日本の主要メディアは、総じて慎重な楽観論と批判的分析を交えた論調を展開しています。同法を AI 戦略における「第一歩」と位置づけつつも²、その実効性や今後の具体的な運用に課題が残ることを指摘する報道が目立ちます。

主要新聞社の論調概要（2025 年 5 月 28 日成立以降、6 月初旬時点）

新聞社	記事/論評の日付	主要テーマ/論点	全体的トーン	強み/弱みの具体的な言及
日本経済新聞	2025 年 5 月 28 日	AI 技術開発・活用推進、悪用事業者への国の調査権を報道 ³⁶ 。欧州の AI 規制が開発重視にシフトしている状況を報じ、三部裕幸弁護士のコメントを掲載 ³⁶ 。推進が基本だが、権利侵害には国が指導等の措置を講じる（罰則なし）と解説 ³⁶ 。	やや肯定的、分析的	強み：イノベーション促進。弱み：罰則なしの実効性、具体的リスク対応策の明確化が今後の課題。
ITmedia AI+	2025 年 5 月 28 日	AI 推進法成立を速報 ¹⁴ 。	中立的、速報的	法律の成立自体を伝える。
snowflake_note (解説記事)	2025 年 5 月 29 日	「画期的だが中身はこれから」という大方の認識を要約。産業界の安堵と専門家の懸念（具体策の乏しさ、実効性への疑問）、クリエイターの著作権懸念、消費者保護の課題などを詳述 ² 。	分析的、多角的	強み：イノベーション重視、国際協調姿勢。弱み：罰則なしの実効性、具体策の欠如、著作権・消費者保護への対応不足、国際ルール格差。
その他メディア	-	snowflake_note	(肯定的と報道あり)	²

(読売新聞など)		の記事 ² によれば、読売新聞は「政府に調査権を持たせたのは妥当」と肯定的報道。ただし、2025 年 5 月 28 日以降の直接的な社説・論評は確認された情報源には乏しい。	り)	
----------	--	---	----	--

注：朝日新聞、毎日新聞の 2025 年 5 月 28 日以降の AI 推進法に関する直接的な社説・論評は、提供された情報源からは特定できませんでした³⁹。上表は主にニュース記事の分析や解説記事に基づいています。

メディア論調の共通テーマとしては、AI 推進法の「ソフトロー」としての性格、イノベーションとリスク管理のバランス、AI 戦略本部の役割、そして具体的なガイドライン策定や施行後の運用といった今後の課題が挙げられます²。特に日本経済新聞が報じた欧州の AI 規制における開発重視へのシフト³⁶は、日本のイノベーションを優先するアプローチが、国際的な潮流の中で一定の理解を得る可能性を示唆するものとして注目されます。

V. 国際的評価とグローバルコンテキスト

A. 欧州連合（EU）：EU AI 法との比較、「ソフトロー」実効性への視点

EU は、2024 年に包括的かつリスクベースの「EU AI 法」を成立させ、AI システムの開発・提供・利用に対して詳細な義務と高額な制裁金を課す「ハードロー」アプローチを採用しています⁹。これは、イノベーション促進を重視する日本の AI 推進法の「ソフトロー」的性格とは対照的です。

EU の専門家やメディアからは、日本のイノベーションを阻害しない柔軟な枠組みからスタートする姿勢には一定の理解が示される一方で⁹、法的拘束力や罰則規定がないソフトローが、AI がもたらす人権侵害、差別、偽情報といった深刻なリスクに対してどこまで実効性を持ちうるのかという点について、懐疑的な見方が示されています²。

EU は自らの AI 法をグローバルスタンダードと位置づけようとしており⁹、日本のソフトロー的アプローチが、将来的にグローバルな AI ガバナンスの中でどのように機能

し、EU の基準とどう連携・あるいは差異化していくのかが大きな関心事となっています。EU と日本はデジタルパートナーシップを通じて AI やデータガバナンスに関する対話を進めており、相互運用性の確保を目指しています⁴⁷。EU は日本企業に対し、EU AI 法の主要規定への早期の自主的準拠を促す「AI Pact」への参加を奨励しています

⁴⁷。

EU 日本産業協力センターが 2025 年 4 月に発行した「ミネルヴァ政策報告書」は、日本がスマートモビリティなどの分野で既に AI を複雑な公共課題の解決に活用していることや、「奉仕し、説明し、尊重する AI」という日本独自の AI アイデンティティが形成されつつある点を指摘しています。また、G7 広島 AI プロセスや欧州評議会 AI 条約への参加を通じて、日本が民主的で信頼できる AI のための共通ガバナンス規範の形成に貢献していると評価する一方、日本国内における AI リテラシーの強化、サイバーセキュリティ体制の整備、実用化研究へのインセンティブ明確化の必要性も指摘しています⁵⁰。

興味深いことに、日本経済新聞が 2025 年 5 月 28 日に報じた「『AI 規制』の欧州、開発重視に国際競争でにじむ焦り」という記事³⁶は、規制を主導してきた EU 自身も国際競争の激化を受けて開発重視へと軸足を移しつつある可能性を示唆しており、日本のイノベーション重視のアプローチが、時間とともに国際的にも一定の正当性を持つ可能性を示唆しています。

B. 米国：イノベーション重視の共有、ビジネス界の評価、シンクタンク分析

米国は、EU とは異なり、包括的な連邦レベルでの AI 規制には慎重で、既存法の適用、セクター別アプローチ、自主的な基準設定を重視する傾向があります⁹。このため、日本の AI 推進法がイノベーション促進を前面に出している点は、米国の基本的なスタンスと親和性が高いと言えます。

ビジネスソフトウェアアライアンス（BSA）などの米国のビジネス団体は、日本の AI 推進法を歓迎し、日本企業および政府の成長と効率性を加速させるものとして期待を寄せています⁹。

米国政府自身も AI 政策に積極的に取り組んでおり、大統領令の発出（一部は後に撤回・修正⁴）や、特に国家安全保障の観点からの AI 開発・利用指針の策定⁹、先端 AI チップの輸出規制強化⁵³などを行っています。

米国の主要シンクタンク（CSIS、Baker McKenzie など）の分析では、日本の AI 推進法は、既存のセクター別法規や事業者の自主的なリスク軽減努力に依拠する「ライトタッチ」なアプローチへの転換であり⁵¹、日本が「世界で最も AI フレンドリーな国」を

目指す戦略の一環と捉えられています¹⁶。また、日本の AI 投資の遅れを取り戻し、イノベーションを加速させつつリスクに対応するための基本法であると評価されています¹。これらの分析は、日本が過度なコンプライアンス負担を避けつつ AI 成長を促進しようとする戦略的な動きであると見ています¹²。

C. アジア諸国（中国、韓国、シンガポール等）：地域への影響と比較アプローチ

中国、韓国、シンガポールなど、独自の AI 戦略と規制・振興策を進めるアジアの主要国も、日本の AI 推進法の動向を注視しています。特に、イノベーションを重視しつつ社会実装を目指す国々にとって、日本の理念や枠組みは参考事例となり得ると考えられます⁹。

中国は、独自の AI 規制、例えば「生成 AI サービス管理暫定弁法」を施行しており、コンテンツに対する国家統制や「社会主義核心価値観」への適合を求めるなど、トップダウン型の管理体制を敷いています²。これは日本のソフトロー・アプローチとは大きく異なります。中国のメディアや専門家は、日本の AI 推進法を、技術覇権を巡る地政学的競争の文脈で分析する可能性が高いでしょう³。日本の AI 能力強化の動きは、中国の急速な AI 発展に対する戦略的な対応の一環と見なされると考えられます²¹。米国の対中 AI 技術輸出規制に関する報道⁵⁶は、このような技術競争の背景を物語っています。

韓国は、2026 年施行予定の AI 基本法を有しており、これは EU AI 法に次ぐ世界で 2 番目の包括的な AI 法と報じられています。特定分野の「高インパクト AI」を定義し、リスク管理計画や影響評価、透明性義務などを課す内容とされており⁶¹、アジア域内では日本と比較検討される対象となりそうです。

シンガポールは、日本と同様に、AI に特化した法規制ではなく、既存の法制度やガイドラインに基づくソフトロー・アプローチを採用しています⁶¹。

地域全体としては、日本が G7 議長国として主導した「広島 AI プロセス」がアジア諸国からも注目されており⁹、AI 開発における知的財産権保護といった個別課題への関心も高い状況です⁹。

D. 国際的な AI ルール形成における日本の立場と広島 AI プロセス

AI の国際的なルール形成は、G7（広島 AI プロセス）、OECD、国連など、様々な枠組みで活発に議論されています。日本が 2023 年の G7 議長国として立ち上げた「広島 AI プロセス（HAP）」は、AI 開発者向けの国際的な指針や行動規範の策定を目指すものであり、日本の AI ガバナンスにおける国際的リーダーシップを示す重要な取り組みで

す⁴。

日本の AI 推進法は、この広島 AI プロセスで提唱された「人間中心の AI」といった基本理念と整合性を持ち、その国内における実践を具体化するものと期待されています⁹。法律が国際規範に即したガイドラインの整備を国に義務付けている点⁵は、この方向性を裏付けています。

日本が国内で採用するソフトロー・アプローチが、国際的なルール形成においてどの程度の影響力を持ちうるかは、今後の分析対象となります⁹。機敏性や適応性が重視される一方で、実効性が伴わなければ国際的な信頼を得ることは難しいでしょう。専門家や関係者は、広島 AI プロセスがグローバルな AI ガバナンスを促進する上で重要であり、日本がその原則を G7 を超えて広めていく役割を担うことに期待を寄せています⁶²。しかし、広島 AI プロセスの原則が、真に国際的な合意を得て実効性のある形で社会実装されるかについては、依然として課題が残ります。

AI 規制アプローチの国際比較

特徴	日本 (AI 推進法)	EU (AI 法)	米国 (現行アプローチ)	中国 (生成 AI 管理暫定弁法等)
全体的哲学	イノベーション促進とリスク対応の両立、アジャイルガバナンス ²	人権・安全保護重視、信頼できる AI の確立 ⁹	イノベーション優先、市場主導、セクター別対応 ⁹	国家戦略に基づく開発推進、社会統制とコンテンツ管理重視 ³
法的性質	ソフトロー (基本法、努力義務中心) ²	ハードロー (包括的規制、法的義務、罰則あり) ⁹	主に既存法、自主規制、大統領令に基づくガイドランス ⁹	ハードロー (特定の AI サービスに対する直接的義務、国家基準) ³
主要焦点	研究開発・活用の推進、国際競争力強化 ⁵	リスクベースでの規制、基本的権利の保護 ¹⁰	AI 技術開発と経済成長の促進、国家安全保障 ⁹	AI 技術の国産化と応用、国家統治能力の強化、

				イデオロギー統制 ³
リスク分類	明示的なリスクレベル分類なし（今後のガイドラインで対応か） ²	4段階のリスク分類（許容不可、高、限定的、最小） ¹⁰	包括的なリスク分類なし、セクター毎に対応 ⁵¹	主にコンテンツと国家安全保障に関するリスクを重視 ³
執行・罰則	罰則なし、行政指導、情報提供、ネーミング & シェーミング ²	高額な制裁金（最大 3500 万ユーロまたは全世界売上高の 7%） ²	既存法に基づく執行、一部輸出規制等 ⁵³	サービス停止、罰金、法的責任の追及 ³⁵
データガバナンス	個人情報保護法との連携、データ利活用促進 ⁹	GDPR との整合性、高品質な学習データ要件 ⁴⁶	既存のプライバシー法、業界標準 ⁵¹	データセキュリティ法、個人情報保護法に基づく国家管理、データ越境移転規制 ³⁵
イノベーション vs 規制	イノベーションを阻害しない柔軟な規制を志向 ⁹	規制を通じて信頼を醸成しイノベーションを促進（ただし一部で過剰規制懸念も） ³⁸	イノベーションを最優先、規制は必要最小限 ⁹	国家主導でイノベーションを推進しつつ、社会安定のための規制を強化 ³
主要統括組織	AI 戦略本部（内閣総理大臣が本部長） ²	欧州 AI 理事会、各国監督当局 ¹⁰	省庁横断的（OSTP, NIST, 商務省等）、連邦レベルの統一 AI 規制機関はなし ¹²	国家インターネット情報弁公室、科学技術部等 ³⁵

日本の「ソフトロー」アプローチは、国内ではイノベーションを促進する手段として期待される一方で、国際的には EU の包括的な規制モデルとは異なる、よりビジネスフレ

ンドリーな代替案として位置づけられる可能性があります。これは、EU の規制が複雑で一部企業にとっては負担が大きいと認識されている中で¹⁰、日本が「世界で最も AI フレンドリーな国」を目指す¹⁶と公言していることから明らかです。この戦略は、規制の負担を軽減し、AI 開発企業や投資を誘致することで、グローバルな AI 競争において日本の競争力を高めようとするものです。しかし、このような「規制競争」は、イノベーションを加速させる一方で、基本的な安全保障や倫理基準が軽視される「底辺への競争」を引き起こすリスクも孕んでいます。日本がこのバランスをいかに巧みに取るかが、国際社会からの評価を左右するでしょう。

また、米国の AI 政策、特に国家安全保障や先端 AI 技術の輸出管理に関する動向⁵³は、日本の AI ガバナンスにも間接的な影響を与える可能性があります。日本は米国の主要な同盟国であり、技術パートナーでもあるため、AI のデュアルユース性や重要インフラへの応用といった戦略的に機微な分野においては、米国の懸念や要請を無視できません。日本の AI 推進法は全体として「ソフト」な枠組みですが、AI 戦略本部が国際動向を監視し誤用対策を講じる権限を持つこと¹を考えると、特定の高リスク分野では、米国の意向や共通の安全保障上の認識に基づき、より具体的な、あるいは実質的に強制力を持つような措置が（必ずしも「ハードロー」の形を取らずとも）導入される可能性も否定できません。これは、日本が「AI フレンドリー」な姿勢と、AI の戦略的技術としての地政学的現実との間で、より複雑な舵取りを迫られることを意味します。

VI. 日本の AI 戦略における主要課題

A. 「ソフトロー」フレームワークの実効性確保とリスク緩和

日本の AI 推進法が直面する最大の課題は、罰則規定を伴わない「ソフトロー」というアプローチで、AI がもたらす多様なリスクを実効的に管理できるかという点です²。

著作権侵害リスク：AI が大量のデータを学習する過程で、既存の著作物が無断で利用されることへの懸念は根強くあります²。AI 推進法自体はこの問題に直接的な解決策を示しておらず、既存の著作権法や関連省庁での議論に委ねられています²。クリエイターからは、具体的な保護措置の欠如に対する不満の声も上がっています。

偽情報・ディープフェイク：AI によって生成される精巧な偽情報やディープフェイク動画は、社会の混乱や個人の名誉毀損を引き起こす深刻な脅威として認識されています²。法律は、国が AI の不正利用事例を分析し、事業者への指導や助言を行うことを定めていますが³、これが悪意のある情報操作にどこまで対抗できるかは未知数です。

アルゴリズムによるバイアスと差別：AI システムは、学習データに含まれる偏見を再生産・増幅し、特定の属性を持つ個人や集団に対して不公平な結果をもたらす可能性が

あります²。AI 推進法の基本理念には「公平性」が盛り込まれ⁹、今後策定されるガイドラインで具体的な対策が示されることが期待されますが⁶、その実効性が問われます。

プライバシーとデータガバナンス：AI 開発には大量のデータが不可欠ですが、これは個人情報保護やデータセキュリティとの間で緊張関係を生じさせます⁹。個人情報保護委員会（PPC）は、AI 開発を促進するために個人情報保護法の改正を提案しており、データ利用とプライバシー保護のバランスをどう取るかが重要な論点です¹⁶。

透明性と説明可能性（XAI）：一部の AI システムの判断プロセスが「ブラックボックス」化し、人間には理解できないという問題は、AI への信頼を損なう可能性があります²⁵。AI 推進法は透明性の確保を基本理念の一つとして掲げており⁶、XAI 技術の導入などが期待されます。

これらのリスクに対し、政府が策定するガイドライン²や、重大な権利侵害が発生した場合の事業者名公表という「ネーミング・アンド・シェーミング」²が、どれほどの抑止力と是正効果を持つのかは、今後の運用次第です。一部の専門家からは、より実効性のある執行体制や、被害者救済のための明確な法的枠組みを求める声も上がっています³。AI 技術の急速な進化を考慮すれば、リスク管理戦略もまた、継続的な監視と機動的な見直しが不可欠です²。

B. 競争力のある AI エコシステムの育成：人材、データガバナンス、インフラ

日本の AI 戦略の成否は、国際競争力のある AI エコシステムを国内に構築できるかどうかにかかっています。

人材の獲得と育成：AI 分野における高度専門人材の獲得競争は世界的に激化しており⁹、日本は国内での育成と海外からの誘致の両面で努力を強化する必要があります¹。AI 推進法には人材育成や AI リテラシー教育の推進が盛り込まれていますが⁵、具体的なプログラムの質と量が重要となります。

データインフラとアクセス：AI 開発は、高性能なデータセンターやスーパーコンピュータといった計算基盤と、質の高い大規模データへのアクセスに大きく依存します⁵。AI 推進法はこれらの基盤整備を促進するとしています⁶、継続的な投資と、データの共有・活用を促進する仕組み作りが求められます。

研究開発投資の拡大：日本の民間 AI 投資額は、米国や中国といった主要国に比べて見劣りする状況が続いています¹。AI 推進法は研究開発の促進を謳っていますが⁵、政府による戦略的な資金配分と、民間投資を呼び込むためのインセンティブ設計が不可欠で

す。

スタートアップ育成環境：「ソフトロー」はスタートアップ企業から歓迎されていますが²、資金調達支援、データアクセス環境の提供、規制のサンドボックス制度の活用など、イノベーションを後押しする具体的な環境整備が鍵となります⁵。

産学官連携の強化：AI 推進法は産学官連携の重要性を強調していますが⁶、研究成果を実用化につなげ、産業界のニーズに応えるための実効性のある連携メカニズムの構築が課題です。

これらの要素は相互に関連しており、日本が AI 分野で真の競争力を獲得するためには、包括的かつ持続的な取り組みが求められます。

C. 国際的リーダーシップの強化とグローバルなルール変動への適応

日本は、AI に関する国際的なルール形成において主導的な役割を果たすことを目指していますが、そのためにはいくつかの課題を克服する必要があります。

多様なグローバル規制への対応：EU AI 法のように域外適用を伴う規制²が存在するなど、世界の AI 規制環境は複雑化しています。日本企業が国際的に事業を展開する上で、これらの異なるルールへの対応と、「国際的な相互運用性」²の確保は大きな課題です。

国際標準策定への積極的関与：日本は、広島 AI プロセスなどを通じて、国際的な AI ガバナンスの議論をリードすることを目指しています⁸。その理念を実効性のある国際標準へと結実させるためには、外交努力と国内実践の裏付けが不可欠です。

「ソフトロー」の国際的信頼性の確立：日本が国内で採用するソフトロー・アプローチが、国際社会から信頼され、AI リスクを効果的に管理できる実行可能なモデルとして認識されるためには、その有効性を国内で実証する必要があります。この「ソフトロー」の実効性への挑戦は、国内のコンプライアンス確保に留まらず、国際的な信頼性という側面も持ち合わせています。日本が広島 AI プロセス等を通じて国際的な AI 規範形成を主導しようとする中で⁹、自国の国内法が「ソフトロー」であることは⁹、特に EU のような厳格な規制を持つ国々から、その実効性を厳しく問われることとなります。国際的な場で提唱する原則（安全性、権利保護など）と、国内での実践との間に乖離が見られると判断されれば、日本の AI ガバナンスに関する発言力や影響力が低下しかねません。

変化への迅速な対応力：AI 技術と国際的なルールは絶えず進化しています。日本は、

これらの変化に迅速かつ柔軟に対応できる政策決定メカニズムと、国際社会への明確な情報発信能力を備える必要があります⁹。

AI の地政学的側面への配慮：AI は経済的・社会的な影響だけでなく、安全保障や国家間の競争といった地政学的な側面も強く持っています²¹。日本の AI 戦略は、こうした国際的な力学も十分に考慮に入れる必要があります。

これらの課題への対応は、日本の AI 戦略が国内での成功に留まらず、グローバルな AI ガバナンスにおいても意義ある貢献を果たすために不可欠です。日本は、自国の取り組みが国際的な議論に資するものであることを具体的に示し、「言うこととやることの一致」を国際社会に示す必要があります。国内でのリスク管理や責任ある AI 開発の実績が伴わなければ、国際的なルール形成の場での日本の声は重みを失う可能性があります。

また、AI エコシステムの競争力強化（人材、データ、インフラ）は、日本の広範な経済再生目標や、高齢化・労働力不足といった人口動態上の課題への対応と本質的に結びついています⁹。AI は、生産性向上、新産業創出、労働力不足の緩和といった国家的な戦略目標を達成するための鍵となる技術と見なされており⁹、AI 推進法における研究開発、インフラ、人材育成への注力⁵は、これらの目標達成を直接支援するものです。

「AI フレンドリー」な法的環境の整備も、AI を通じた経済活動の活性化と投資誘致を目指すこの国家戦略の一環です。したがって、日本の AI 戦略の成否は、単に技術政策の巧拙に留まらず、日本の将来の経済社会全体の持続可能性、そして直面する構造的課題への対応能力に大きな影響を与えと言えます。AI 推進法は、この壮大な国家ビジョンを実現するための重要な布石と位置づけられます。

VII. 戦略的展望と提言

日本の AI 推進法は、イノベーション促進とリスク管理のバランスを追求する上で重要な一歩ですが、その真価は今後の具体的な取り組みにかかっています。以下に、主要なステークホルダーに対する戦略的展望と提言を示します。

A. 日本政府に向けて

- **明確かつ実践的なガイドラインの迅速な策定・普及：**AI 推進法に基づき、AI 戦略本部が中心となって、多様なステークホルダーの意見を反映した、具体的で実践的な AI ガイドラインを速やかに策定し、広く周知徹底することが求められます²。特に、リスクレベルに応じた考慮事項や、透明性・公平性・安全性を確保するための具体的な手法を示す必要があります。
- **「ソフトロー」実効性の透明なモニタリングと評価：**「ソフトロー」アプローチ

と「ネーミング・アンド・シェーミング」という手法の実効性を客観的に評価するための透明なモニタリング体制を構築し、その結果を定期的に公表すべきです。AI による重大な権利侵害や社会問題が発生した場合には、規制強化も含めた迅速な見直しを行うための明確なトリガーを設定する必要があります²。

- **戦略的な人材育成と AI リテラシー向上への投資**：国内外から AI 分野のトップ人材を惹きつけ、育成するための大胆な投資プログラムを実施するとともに²¹、国民全体の AI リテラシーを底上げするための継続的な教育・啓発活動を展開すべきです²⁴。
- **国際 AI ガバナンスにおける主導的役割の継続と実践**：広島 AI プロセスや OECD などの国際的な場で、引き続き AI ガバナンスに関する議論を主導し、日本の国内における実践が国際的なコミットメントと整合していることを示す必要があります⁶²。

B. 産業界に向けて

- **自主的かつ積極的な倫理・ガバナンス体制の構築**：法律の「努力義務」を超える形で、企業倫理に基づいた AI ガバナンス体制を自主的に構築・運用し、社会からの信頼を獲得することが重要です⁵。これには、AI 開発・利用に関する倫理原則の策定、リスク評価プロセスの導入、従業員教育などが含まれます。
- **AI 人材への投資と倫理的 AI 開発文化の醸成**：従業員の AI スキル向上と、責任ある AI 開発・利用に関する意識向上のための研修プログラムに投資し、企業文化として倫理的な AI 活用を根付かせるべきです⁶⁹。
- **産学官連携によるベストプラクティスと標準化への貢献**：政府や学術機関と積極的に連携し、AI 技術の研究開発だけでなく、業界横断的なベストプラクティスや技術標準の策定に貢献することが期待されます。

C. 研究・市民社会セクターに向けて

- **AI の社会的影響に関する独立した研究と政策提言**：AI が社会に与える影響、潜在的なリスク、そして便益について、中立的かつ科学的根拠に基づいた調査研究を継続し、その成果を政策決定者や社会に積極的に発信すべきです¹⁹。
- **人権擁護と透明性・説明責任の追求**：AI の開発・利用において、基本的人権が尊重され、システムの透明性と説明責任が確保されるよう、継続的な監視と提言活動を行う必要があります²²。
- **多様な意見を反映するマルチステークホルダー対話への積極的参加**：AI ガバナンスに関する政策決定プロセスにおいて、市民社会の多様な視点が反映されるよう、政府や産業界との建設的な対話に積極的に参加すべきです⁷。

日本の「ソフトロー」アプローチは、政府だけでなく、産業界、学术界、市民社会といった非政府主体による自主的な規制や倫理基準の遵守に大きく依存するものです。法律自体が持つ直接的な強制力が限定的であるため²、これらの主体が責任ある行動を自律的にとるかどうかが、AI 推進法の成否を大きく左右します。企業が自主的な倫理規定を策定・遵守し、市民社会や学术界がその動向を監視し、建設的な提言を行うといった活動が活発化しなければ、ソフトロー・フレームワークは AI による負の影響を防ぐ上で機能不全に陥る可能性があります。このため、将来的には、業界団体による認証制度の導入、倫理規範の高度化、第三者監査機関や市民オンブズマンのような監視機能の役割拡大など、法律が直接規定していない、より多層的で複雑なガバナンス・エコシステムが日本で形成されていくことも予想されます。これは、ソフトローの「執行の空白」を埋めるための、社会全体の取り組みと言えるでしょう。

VIII. 結論：AI 時代における日本の進むべき道

2025 年に成立した日本の AI 推進法は、イノベーション促進を最優先しつつ、AI のリスクにも配慮するという、日本独自の「ソフトロー」戦略を明確に示したものです。この法律は、急速に進化する AI 技術に対応し、日本の国際競争力を高めるための重要な布石と位置づけられます。

本法がもたらす機会としては、国内産業の活性化、生産性向上、医療・介護といった社会課題の解決への貢献などが期待されます。一方で、罰則規定を伴わないソフトローの実効性、グローバルな人材獲得競争、AI 倫理・著作権・プライバシーといった具体的リスクへの対応、そして国際的なルール形成における日本の影響力確保など、克服すべき課題も山積しています。

AI 推進法は、あくまで日本の AI 戦略の「土台」であり、その真価は、AI 戦略本部を中心とした政府のリーダーシップ、具体的なガイドラインの質と運用、そして産業界、学术界、市民社会を含む全てのステークホルダーによる継続的かつ協調的な努力にかかっています²。技術の進歩は待ったなしであり、国際環境も常に変化しています。日本がこの AI 時代において、経済成長と社会的信頼を両立させ、真に「人間中心の AI 社会」を実現するためには、本法を起点として、常に学び、適応し、進化し続ける姿勢が不可欠です。

日本の AI 推進法は、その「基本法」としての性格上²、AI に関する法的・規制的枠組みの最終形ではなく、むしろ進化の出発点と捉えるべきです。AI 技術が成熟し、その社会への影響がより具体的に明らかになるにつれて、本法の見直し規定²に基づく改正や、より分野横断的あるいはセクター別の具体的な、場合によってはより拘束力のある規制が導入される可能性は十分に考えられます。AI の急速な進化は、予期せぬリスク

や倫理的課題を次々と生み出すため²、現在のソフトロー・アプローチが将来にわたって十分であるという保証はありません。もし、このアプローチが重大な社会的損害を防げなかったり、国民の信頼を維持できなかったりした場合には、国内外からのより強力な規制を求める圧力が高まるでしょう。したがって、関係者は、現在の「AI フレンドリー」な環境が永続するとは考えず、AI の現実世界での応用とそれに伴う影響を注視し、継続的な法的・政策的進化に対応していく必要があります。日本の AI ガバナンスは、静的な完成形ではなく、動的なプロセスとして展開していくと予想されます。

引用文献

1. Japan's AI Bill Advances Toward Enactment- Connect On Tech, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://connectontech.bakermckenzie.com/japans -ai-bill-advances-toward -enactment/>
2. AI 大国への第一歩か、それとも看板倒れか？ 日本初の AI 包括法が ..., 6 月 4, 2025 にアクセス、https://note.com/snowflake_note/n/n06f75740314b
3. AI 推進法とは？世界で最も緩い AI 法制が誕生, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://imasaranews.com/government/480/>
4. 中間とりまとめ - 内閣府, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim_report.pdf
5. 日本の「AI 新法」とは？概要から施行後の変化、今後の展望まで徹底解説 | NOB DATA 株式会社, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://nobdata.co.jp/report/creative_ai/01/
6. 日本における AI 新法とは？法案の内容を解説【法案全文 DL あり ..., 6 月 4, 2025 にアクセス、https://prospire-law.com/articles_internetit/25041001/
7. 「AI 事業者ガイドライン案」に対する ご意見及びその考え方 - 総務省, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.soumu.go.jp/main_content/000935292.pdf
8. Japan's Inaugural AI Regulations: A ProInnovation Approach | Clifford Chance, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.cliffordchance.com/insights/resources/blogs/talking -tech/en/articles/2025/03/japans -inaugural-ai-regulations-a-pro-innovation-approach.html>
9. 日本の「AI 推進法」、世界はどう見る？海外の評価と日本の課題を ..., 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://innovatopia.jp/tech -social/tech-social-news/56179/>
10. Japan's AI Promotion Bill and How It Differs from the EU AI Act - eDiscovery Today, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://ediscoverytoday.com/2025/05/30/japans -ai-promotion -bill-and-how-it-differs -from -the-eu-ai-act-artificial -intelligence-trends/>
11. AI 推進法が可決 内容解説と企業がとるべきアクションを考察 - Ops Today, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://ops-today.com/topics -12586/>
12. Unpacking Japan's AI Policy with Hiroki Habuka- CSIS, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.csis.org/analysis/unpacking -japans-ai-policy-hiroki-habuka>

13. Japan's Approach to AI Regulation in 2025 - MoFo Tech, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://mofotech.mofo.com/topics/japan-s-approach-to-ai-regulation-in-2025>
14. 【速報】 AI 活用推進法が成立：概要と企業への影響 | 法律事務所 ZeLo, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://zelojapan.com/en/lawsquare/56624>
15. 自治体における AI の利用に関する ワーキンググループ - 総務省, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.soumu.go.jp/main_content/001007268.pdf
16. Japan Plans to Adopt AI-Friendly Legislation - Inside Privacy, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.insideprivacy.com/international/japans-plans-to-adopt-ai-friendly-legislation/>
17. BSA Statement on Japan AI Legislation - Business Software Alliance, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.bsa.org/news-events/news/bsa-statement-on-japan-ai-legislation>
18. 「AI 事業者ガイドライン案」に対する ご意見及びその考え方, 6 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20240419_13.pdf
19. 研究領域「AI 活用で挑む学問の革新と創成」事後評価（課題評価）結果, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.jst.go.jp/kisoken/act-x/evaluation/posteriori/r04/posteriori_R04_03.pdf
20. 学術界・教育界の AI 導入への姿勢について考える—前編 - エナゴ, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.enago.jp/academy/academia-holding-back-on-ai-integration/amp/>
21. AI 推進法案、国会で識者激論：日本の AI 戦略、リスク、法制度、そして未来への提言 | sakak - note, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://note.com/sakak9498/n/n8a252dd3c2f8>
22. 高木浩光@自宅の日記 - 日本版 AI Act 法案を生成 AI が盛大にディスる - A Critical Analysis of Japan's Artificial Intelligence Development and Utilization.. - takagi-hiromitsu.jp, 6 月 4, 2025 にアクセス、<http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20250301.html>
23. 国内初「AI 新法」が閣議決定 日本の AI 産業発展には「規制の実効性をどのように確保するのか」が重要【弁護士解説】, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.ben54.jp/news/2000>
24. AI 時代に全ての個人が自律的に意思決定できる民主主義社会の実現を目指す宣言, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.chubenren.jp/news/r06_11_AI-era.html
25. AI の倫理と法的課題 | AI 活用入門 - Zenn, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://zenn.dev/yuuta624/books/6619600e36bb5e/viewer/801837>
26. AI 活用に伴う“ELSI”と研究における AI 活用, 6 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.trafst.jp/wp-content/uploads/2024/04/p18-25_Hikasa.pdf
27. AI 事業者ガイドライン案 - 内閣府, 6 月 4, 2025 にアクセス、
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/7kai/13gaidorain.pdf

28. デジタル社会において人間の自律性と民主主義を守るため、自己情報コントロール権を確保したデジタル社会の制度設計を求める決議 - 日本弁護士連合会, 6 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2022/2022_2.html
29. 「中間とりまとめ（案）」に対する 意見募集結果, 6 月 4, 2025 にアクセス、
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/13kai/shiryou1.pdf
30. AI 規制が定める方向性 - Law.asia, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://law.asia/ja/ai-regulation-asia-generative-models-misuse/>
31. AI 活用ルール策定のススめ（リスク編） | 株式会社 NTT データ先端技術, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.intelilink.co.jp/column/security/2025/031800.aspx>
32. 生成 AI 利用における 3 つのリスク - NPO 日本ネットワークセキュリティ協会, 6 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.jnsa.org/jnsapress/vol53/2_kikou_3.pdf
33. 「知的財産推進計画 2025」の策定に向けた意見募集, 6 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/siryou2025_3.pdf
34. 【NO.134】「2025 年版」社会人が押さえておくべき AI リテラシー トップ 10, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://resonix.co.jp/report134/>
35. 中国生成 AI 規制における「規制と技術革新」の均衡点 — 中国 AI 戦略の把握に向けた一考察 — 独立行政法人経済産業研究所, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/25j005.pdf>
36. AI 推進法成立など 日刊出版ニュースまとめ 2025.05.29 | HON[.]jp News Blog, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://hon.jp/news/1.0/0/55627>
37. ニュース/イベント一覧 - 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.aplawjapan.com/news-events>
38. 1 月 1, 1970 にアクセス、
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD129Y00S5A510C2000000/>
39. 「情プラ法大規模事業者に爆サイなど追加指定」「AI モード・AI による概要はトラフィックを送る？」など、週刊出版ニュースまとめ&コラム #667（2025 年 5 月 25 日～31 日） | HON[.]jp News Blog, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://hon.jp/news/1.0/0/55645>
40. 生成系 AI に関する記事・資料集 - アットウィキ (@WIKI), 6 月 4, 2025 にアクセス、
https://w.atwiki.jp/genai_problem/pages/51.html
41. コミックレンタルの貸与権使用料徴収額が年間 10 億円になど 日刊出版ニュースまとめ 2025.06.03, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://hon.jp/news/1.0/0/55654>
42. AI・人工知能とは | 意味、機械学習、ディープラーニング、実用例、未来 | Ledge.ai, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://ledge.ai/articles/artificial-intelligence>
43. 「ベーシックインカム導入でも生活保護は残すべき」注目の経済学者が語る理由：井上智洋氏インタビュー | Ledge.ai, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://ledge.ai/articles/inoue-tomohiro-interview-1>
44. 「年金改革法案」で基礎年金が底上げ！？どの世代が得して損するのか、わかりやすく解説！, 6 月 4, 2025 にアクセス、

- <https://imasaranews.com/government/471/>
45. 「メディアのフィルタリングをかいくぐる下品な広告」「共同通信が Google 生成 AI にニュース提供契約を締結」など、週刊出版ニュースまとめ&コラム #657 (2025 年 3 月 9 日～15 日) | HON[.ljp News Blog, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://hon.jp/news/1.0/0/55147>
 46. 欧州の AI 規制法 (EU Artificial Intelligence Act) の適用開始と日本企業の対応 - EY, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.ey.com/ja_jp/insights/law/info-sensor-2025-02-05-law
 47. EU and Japan advance joint work on digital identity, semiconductors, artificial intelligence, 6 月 4, 2025 にアクセス、
https://www.eeas.europa.eu/delegations/japan/eu-and-japan-advance-joint-work-digital-identity-semiconductors-artificial-intelligence_en
 48. International: EU and Japan release joint statement on EU-Japan Digital Partnership Council meeting | News | DataGuidance, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.dataguidance.com/news/international-eu-and-japan-release-joint-statement-eu>
 49. Joint Statement of the third meeting of the European Union – Japan Digital Partnership Council, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/joint-statement-third-meeting-european-union-japan-digital-partnership-council>
 50. Minerva Policy Report: Advanced AI Systems | EU-Japan, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.eu-japan.eu/publications/minerva-policy-report-advanced-ai-systems>
 51. New Government Policy Shows Japan Favors a Light Touch for AI Regulation - CSIS, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.csis.org/analysis/new-government-policy-shows-japan-favors-light-touch-ai-regulation>
 52. Less regulation, more innovation in Japan's AI governance | East Asia Forum, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://eastasiaforum.org/2025/05/21/less-regulation-more-innovation-in-japans-ai-governance/>
 53. With Its Latest Rule, the U.S. Tries to Govern AI's Global Spread, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://carnegieendowment.org/emissary/2025/01/ai-new-rule-chips-exports-diffusion-framework?lang=en>
 54. US Department of Commerce Issues Interim Final Rule Designed to Protect American AI, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.mayerbrown.com/en/insights/publications/2025/01/us-department-of-commerce-issues-interim-final-rule-designed-to-protect-american-ai>
 55. Political Declaration on Responsible Military Use of Artificial Intelligence and Autonomy, 6 月 4, 2025 にアクセス、
<https://www.state.gov/bureau-of-arms-control-deterrence-and-stability/political-declaration-on-responsible-military-use-of-artificial-intelligence-and-autonomy>
 56. 米商務省、AI 半導体などへの輸出管理を強化する暫定最終規則の撤回方針を発表 (中国、米国), 6 月 4, 2025 にアクセス、

- <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/05/9f653beb6ac301ac.html>
57. Japan plans to adopt AI-friendly legislation - Global Relay Intelligence & Practice, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.grip.globalrelay.com/japan-plans-to-adopt-ai-friendly-legislation/>
 58. 先陣を切った欧州は何を禁じた？中国は政府批判の封じ込め狙い、日本はガイドラインで法的拘束力なし【やさしく解説】AI 規制法とは(4/5)| JBpress (ジェイビープレス), 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/80369?page=4>
 59. 中国 AI 産業の最新動向及び日本企業への示唆, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.nri.com/jp/knowledge/report/files/000026677.pdf>
 60. 中国向け半導体ソフト提供を停止＝米政権が指示、AI 開発阻害狙い―報道 - リスク対策.com, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.risktaisaku.com/articles/-/102896>
 61. 政府等保有データの AI 学習データへの変換に係る調査研究 - デジタル庁, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/382c3937-f43c-4452-ae27-2ea7bb66ec75/2ae5ae1b/20250602_news_ai-training-data_report_01.pdf
 62. 広島 AI プロセス, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>
 63. AI 規制の夜明け：国際社会が進める法的枠組みの構築とその未来 - Marubeni, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.marubeni.com/jp/research/report/data/20240503AIreportF.pdf>
 64. AI 規正論 - J-Stage, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.jstage.jst.go.jp/article/jicp/7/1/7_69/html/-char/ja
 65. 生成 AI の時代におけるメディアの役割, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.soumu.go.jp/main_content/000974749.pdf
 66. AI ホワイトペーパー 2024 ― 世界一 AI フレンドリーな国へ ― - 総務省, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.soumu.go.jp/main_content/000944148.pdf
 67. 日本の AI 規制は遅れてる？むしろ日本が世界をリードしていることを知ってほしいので調査してまとめた - note, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://note.com/habatakurike/n/n24d01a1e8e66>
 68. 日本政府の AI 推進政策（2025 年以降）総覧【ChatGPT DeepResearch 調べ】 | インディ・パ, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://indepa.net/archives/7891>
 69. 中堅・中小企業等向け DX 推進の手引き 2025（DX セレクション 2025 選定企業レポート） - 経済産業省, 6 月 4, 2025 にアクセス、https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/dx-chukenchushotebiki/dx-chukenchushotebiki_2025.pdf
 70. 責任ある AI を目指す「GPAI」では何が議論されているのか？ - MIT テクノロジーレビュー, 6 月 4, 2025 にアクセス、<https://www.technologyreview.jp/s/304668/how-to-put-ai-principles-into-practice-the-role-and-potential-of-gpai/>